令和7年2月 青森県

<目次>

1	はじめに	2
2	データ連携基盤の現況	3
3	データ連携基盤の共同利用を想定する分野	3
4	データ連携基盤の共同利用に関する基本的な考え方	4
5	留意点	5
6	推進体制	5
7	当面の対応スケジュール(想定)	6
8	附属資料	6

1 はじめに

(1) ビジョン策定の背景と目的

デジタル庁は、令和6年5月10日付け事務連絡において、「分野別にデータ連携基盤は、原則、各都道府県で1つに限る」などの「データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」を示し、データ連携基盤の共同利用を促すとともに、各都道府県に対し、データ連携基盤共同利用ビジョンを策定するよう求めている。これを受け、県では、国の基本的な考え方と本県における現状を踏まえて、青森県におけるデータ連携基盤共同利用に関するビジョン(以下「本ビジョン」という。)を策定する。

本ビジョンは、青森県があらゆる分野でDXを推進するための一助となるものである。

(2) 「青森県DX推進プラン」との関係

本ビジョンは、青森県DX推進プランにおける「各分野を支える基盤整備」のうち、「デジタル基盤の整備」を具体化するものであり、かつ、「データの利活用」を促進するものである。

2 データ連携基盤の現況

県内では、むつ市がパーソナルデータを取り扱うデータ連携基盤を整備しており、マイナンバーカードと連携した住民パスポートサービスなどを提供している。

3 データ連携基盤の共同利用を想定する分野

県では、令和6年度に、以下の分野を対象として、共同利用に向けた 検討を進めてきた。

引き続き、防災や道路・除排雪、こども・子育て分野など以下の分野を中心に、データ連携基盤と連携する住民サービスの必要性や有用性、費用対効果等を踏まえ、県と市町村の協働により導入検討を進める。

- 1) 防災
- ②道路・除排雪
- ③こども・子育て
- 4健康
- ⑤ 観光
- 6農林水産業

4 データ連携基盤の共同利用に関する基本的な考え方

- 県の新たなデータ連携基盤の整備については、データ連携基盤と連携する住民サービスの必要性や有用性、費用対効果、共同利用の実現可能性等を踏まえて検討する。
- 県は、データ連携基盤の優良事例などの情報提供を通じ、県内市町村 のデータ連携基盤への理解促進に努める。
- 県は、データ連携基盤に関する情報提供や将来的な乱立抑制の観点から県内市町村に対し助言等を行う相談窓口を設置する。
- 県は、県内市町村がそれぞれの必要性に応じてデータ連携基盤を新たに整備することを妨げない。ただし、データ連携基盤の乱立抑制の観点から、県内市町村はデータ連携基盤の検討に当たり県に報告するものとする。
- 県は、県内の既存のデータ連携基盤に係る情報提供を行う。また、市町村が既存のデータ連携基盤の共同利用を検討するに当たっては、県が市町村間の調整を支援する。

5 留意点

- 県及び市町村は、データ連携基盤の共同利用においては、主管自治体における管理運用や自治体間の費用負担の整理、費用対効果、関係法令に基づく個人情報の取扱い、取り扱うデータの範囲や内容の妥当性等の技術的課題等を考慮するとともに、データ連携基盤における情報漏洩や障害等のインシデントに対する情報セキュリティ対策を適切に実施するものとする。
- 現在、県が運用している「青い森オープンデータカタログサイト」は、 県内全市町村がオープンデータを登録する仕組みであるが、データ連 携機能を有したものではない。本サイトの更改等は、現時点で未定で ある。
- 本ビジョンは今後の状況変化に応じて柔軟に見直すものとする。

6 推進体制

• 既設の「青森県電子自治体推進協議会」の枠組みを活用するほか、新たな推進体制の構築についても検討する。

7 当面の対応スケジュール (想定)

- 令和7年度(2025年度) データ連携基盤を用いた住民サービスの具体的な検討及び有用性の検証、データ連携基盤の概要検討、県内市町村との共同利用に向けた協議等
- 令和8年度(2026年度)以降 令和7年度の取組を踏まえ、データ連携基盤の設計・構築、市町村と の共同利用に向けて必要な整理(運用体制や費用分担等)を想定

8 附属資料

- (1)データ連携基盤共同利用ビジョンの策定に向けた検討の経緯について
- (2)総務省地域デジタル基盤活用推進事業推進体制構築支援事業報告(あおもりDX推進体制構築支援コンソーシアム)